

○度会町営診療所設置条例

令和7年6月12日
条例第21号

(設置)

第1条 地域住民の健康保持に必要な医療の提供を行い、安心して暮らせる環境を整備することを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 度会町営診療所

位置 度会町棚橋468番地1

(診療所の業務)

第3条 度会町営診療所(以下「診療所」という。)は、医師による診療を行うほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断及び健康相談
- (2) 療養の指導及び相談並びに各種疾病の予防
- (3) 予防接種
- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置及びその他の治療
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の維持及び増進に関する業務

(指定管理者による管理)

第4条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に、診療所の管理を行わせることができる。

(利用料金の収受)

第5条 町長は、前条の規定により指定管理者に診療所の管理を行わせる場合は、診療所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表により算出した額とする。

3 前項の規定により算出し難い利用料金については、町長の承諾を得て指定管理者が定める。

(指定の手続)

第6条 診療所の指定管理者の指定に関する手続については、この条例及び度会町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年度度会町条例第27号。)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者が行う診療所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 診療所の設備、備品等の維持管理に関する業務
- (3) 診療所の運営に関する業務

- (4) 利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- 2 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守し、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 第6条に規定する指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。